

指定管理者制度導入施設管理運営に関する評価制度について

1 評価の目的

- (1) 設置者としての説明責任を果たすとともに、市民サービスの維持・向上を図る。
- (2) 評価実績が良好な指定管理者については、次期指定管理者選定の際にボーナス点を加算することにより、指定管理者の意欲向上を図る。

2 評価の流れ

- (1) 指定管理者による自己評価
- (2) 各部指定管理者管理運営委員会における評価
指定管理者から提出された自己評価票及び業務報告書のほか、現地確認や指定管理者への聞き取り、施設モニター委員会からの報告、運営協議会での協議内容、施設利用者アンケート結果等を踏まえ評価を行う。

3 評価の対象

指定管理者制度を導入している全施設

4 評価の視点

公の施設には適正な管理運営が求められるとともに、指定管理者制度の主な目的が市民サービスの向上であることから

- (1) 適正性：適正な管理運営に関する取り組み
 - (2) 有効性：市民サービスの向上に関する取り組み
- の2つの視点から評価を行う。